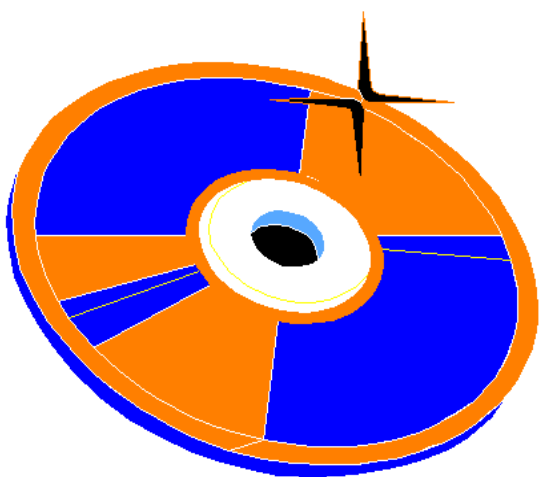


# 光ディスク等による給与支払報告書の 提出に関する手引き（改訂版）



国分寺市 総務部 課税課

作成：平成20年10月10日

改訂：平成23年10月25日

この手引きは、地方税法施行規則の規定により、給与支払報告書を光ディスク等により調製し提出する場合について、「特別徴収に係る個人の住民税の給与支払報告書の光ディスク等化について」（平成23年9月5日総税市第52号総務省自治税務局長通知）に基づき、必要な事項を定めるものです。

## 1 給与支払報告書の光ディスク等の規格等

給与支払報告書の光ディスク等の規格、ファイルの仕様等、ファイルの構成、レコードの記録順序及びレコードの内容は別紙1によるものとする。

## 2 給与支払報告書の光ディスク等の作成要領

給与支払報告書の光ディスク等のレコードの作成要領は別紙2によるものとする。

## 3 給与支払報告書の光ディスク等による提出の承認

(1) 給与支払報告書の光ディスク等による提出の承認を受けようとする者は、「給与支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書（別紙3）」を、原則として最初に給与支払報告書の光ディスク等による提出をしようとするその給与支払報告書の提出期限の3か月前までに、国分寺市長に提出しなければならない。

(2) 国分寺市長は前記申請書の提出があったときは、光ディスク等の受け入れ体制等を勘案の上、11月末日までに特別徴収義務者へ回答するものとし、承認する場合は、「給与支払報告書の光ディスク等による提出の承認について（別紙4）」により回答するものとする。

## 4 給与支払報告書の光ディスク等の費用負担

給与支払報告書の光ディスク等の作成に要する費用は作成者の負担とする。

## 5 給与支払報告書の提出

光ディスク等により給与支払報告書を提出する場合には、書面による「給与支払報告書（総括表）」を併せて提出するものとする。

## 6 書面による「給与支払報告書（個人別明細書）」の提出が必要なもの

次に掲げる場合については、書面による「給与支払報告書（個人別明細書）」を作成のうえ、「給与支払報告書（総括表）」及びその旨の理由を記した書類とともに本市へ提出するものとする。

- (1) 提出済みの光ディスク等のデータ内容に訂正、取消又は追加が生じたことにより修正等を要する場合
- (2) 提出済みの光ディスク等に含まれる者で再年末調整を行った場合
- (3) 提出済みの光ディスク等に新規に追加する場合

## 7 給与支払報告書の光ディスク等に他市区町村分が混在していた場合の取扱い

特別徴収義務者から提出された光ディスク等に他の市区町村において課税すべき給与所得に係るものが含まれていた場合には、別紙5により関係市区町村に通知し、あわせて特別徴収義務者へ連絡するものとする。

## 8 提出された光ディスク等の保管、

提出された光ディスク等は、7年間保管するものとする。

## 9 特別徴収税額通知書

特別徴収義務者から提出される給与支払報告書が光ディスク等による場合には、地方税法第41条及び第321条第4項第1項の規定により特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書（以下「特別徴収税額通知書」という。）について、当該書面と併せて、光ディスク等をもって通知を行うものとする。

ただし、税額に変更が生じた場合は、当該書面のみにより通知し光ディスク等による通知は行わないものとする。

## 10 特別徴収税額通知書の光ディスク等の規格等

特別徴収税額通知書の光ディスク等の規格、ファイルの仕様等、レコードの内容は別紙6によるものとする。

## 11 特別税額通知書の光ディスク等の作成要領

特別徴収税額通知書の光ディスク等の作成は、給与支払報告書の光ディスク等の作成要領の例によるものとする。

## 12 実施時期

この手引きは平成 21 年 1 月 1 日以後に提出される給与支払報告書について適用する。

平成 23 年 10 月 25 日改訂の内容は平成 24 年 1 月 1 日以降に提出される給与支払報告書について適用する。

## 1 光ディスク等の規格

提出することができる光ディスク（CD・DVD）は、次に掲げるものとする。

種類		CD	DVD
サイズ		12cm	12cm
規格		CD-R	DVD-R
記憶容量		650MB	片面 4.7GB
記録形式	フォーマット	ISO9660 (Level12) / Joliet※	
	ファイル形式	CSV (カンマ区切り形式)	
記録コード		シフト JIS	
漢字水準		JIS 第1水準及び第2水準	

※ 書き込みは、ディスクアットワンス（シングルセッション）方式とする。

※ 国分寺市では、平成 24 年度（平成 23 年分）より FD・MO での受け入れは出来ません。

## 2 ファイルの仕様等

ファイル名は、「315dat\*\*.txt」と記録する。

なお、ファイル名の一部にある「\*\*」には、ファイル数により、「01」～「99」を記録する

(例) 2 枚の CD に分けて提出する場合

- ・ 1 枚目の CD に格納するファイル名・・・「315dat01.txt」
- ・ 2 枚目の CD に格納するファイル名・・・「315dat02.txt」

## 3 レコードの内容

別表 1 のとおりとする。



別表1

項目番号	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	
項目名	旧長期損害保険料の金額	受給者の生年月日				夫あり	未成年者	乙欄適用	本人が		老年者	寡婦	寡夫	勤労学生	死亡退職	災害者	外国人	中途就・退職				
		元号	年	月	日				特別障害者	その他の障害者								中途就職・退職の区分	年	月	日	
入力文字基準	半角・10文字以内	半角・1文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字

項目番号	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	
項目名	他の支払者						災害者に係る徴収税額	他の支払者のもとを退職した年月日			住宅借入金等特別控除適用家屋 居住年月日(1回目)			住宅借入金等特別控除 適用数	住宅借入金等特別控除 可能額	住宅借入金等特別控除 区分(1回目)	住宅借入金等の額 (1回目)	住宅借入金等特別控除 適用家屋 居住年月日(2回目)			住宅借入金等特別控除 区分(2回目)	
	所在地(居所)又は 国外住所表示	氏名又は名称	給与等の金額	徴収した金額	控除した社会 保険料の金額	年		月	日	年	月	日	年					月	日	年		月
入力文字基準	全角・60文字以内	半角・1文字	全角・30文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・10文字以内	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・1文字	半角・10文字以内	半角・2文字	半角・8文字以内	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字	半角・2文字

項目番号	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94
項目名	住宅借入金等の額 (2回目)	摘要	数16歳未満扶養親族の	普通徴収	青色専従者	条約免除	カナ氏名	受給者番号	提出先市町村コード	指定番号
入力文字基準	半角・8文字以内	全角・65文字以内	半角・2文字以内	半角・1文字	半角・1文字	半角・1文字	半角・60文字以内	半角・25文字以内	半角・6文字	半角・12文字以内

## レコード作成要領

## 【提出義務者についての項目】

項目番号	項目名	記録要領
1	法定資料の種類	「315」を記録する。
2	整理番号1	税務署から連絡されている「整理番号1（10桁の数字）」を記録する。なお、所得税において源泉徴収票を光ディスク等により提出していない場合は、ブランクとする。
3	本支店等区分番号	本店等で一括して提出する場合に、本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号（一連番号、支店番号等）を記録する。
4	提出義務者の住所（居所）又は所在地	提出義務者の住所（居所）又は所在地を記録する。
5	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の氏名又は名称を記録する。
6	提出義務者の電話番号	提出義務者の電話番号を記録する。 (例)「03-1234-5678」、「03 (1234) 5678」
7	整理番号2	税務署から連絡されている「整理番号2（13桁の数字）」を記録する。なお、所得税において源泉徴収票を光ディスク等により提出していない場合は、ブランクとする。
8	提出者の住所（居所）又は所在地	ブランクとする。
9	提出者の氏名又は名称	ブランクとする。
10	訂正表示	提出済みの誤りレコードを訂正(取消しを含む。)するためのレコードの場合には「1」、その他の場合には「0」を記録する。
11	年分	支払の年を和暦で記録する。なお、元年分～9年分については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。

## 【支払を受ける者についての項目】

項目番号	項目名	記録要領
12	住所又は居所	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。
13	国外住所表示	支払を受ける場合の住所又は居所が ・ 国内である場合には「0」 ・ 国外である場合には「1」を記録する。
14	氏名	支払を受ける者の氏名を記録する。
15	役職名	書面による場合の記載に準じて記録する。
16	種別	同上
17	支払金額	同上（注）未払金額を含む。
18	未払金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
19	給与所得控除後の給与等の金額	同上
20	所得控除の額の合計額	同上
21	源泉徴収税額	同上（注）未徴収税額を含む。

22	未徴収税額	書面による場合の記載に準じて記録する。		
23	控除対象配偶者の有無	主たる給与支払者が、自己が支払う給与等から <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者控除をした場合「1」</li> <li>・ 配偶者控除をしなかった場合「2」</li> </ul> 従たる給与支払者が、自己が支払う給与等から <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者控除をした場合「3」</li> <li>・ 配偶者控除をしなかった場合「4」</li> </ul>		
24	老人控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人控除対象配偶者あり「1」</li> <li>・ それ以外「0」</li> </ul>		
25	配偶者特別控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。		
26～32	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く）	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。		
33～35	障害者の数（本人を除く）	障害者の数を特別障害者とその他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。		
36	社会保険料等の金額	社会保険料及び小規模企業共済等掛金の合計額。 書面による場合の記載に準じて記録する。		
37	項目番号 36 の内訳	社会保険料等の金額の内訳（小規模企業共済等掛金の金額）を書面による記載に準じて記録する。		
38	生命保険料の控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。		
39	地震保険料の控除額	同上		
40	住宅借入金等特別控除等の額	同上		
41	個人年金保険料の金額	同上		
42	配偶者の合計所得	同上		
43	旧長期損害保険料の金額	同上		
44～47	受給者の生年月日	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。 この場合、元号については下記数字に置き換えるものとする。		
		元 号	年 月 日	
		昭 和	1	「年」、「月」及び「日」については、 それぞれ別項目で2桁を使用する。 (例) 「大正 13 年 1 月 13 日 → 2, 13, 01, 13」 「昭和 51 年 12 月 3 日 → 1, 51, 12, 03」
		大 正	2	
		明 治	3	
		平 成	4	
その他	9			
48	夫あり	ブランクとする。 ただし、平成 17 年度以前分を提出する場合、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「夫あり」に該当する場合「1」</li> <li>・ それ以外の場合「0」 を記録する。</li> </ul>		
49	未成年者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当する場合「1」</li> <li>・ それ以外の場合「0」を記録する。</li> </ul>		
50	乙欄適用	同上		
51	特別障害者（本人）	同上		
52	その他の障害者（本人）	同上		
53	老年者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当する場合「1」</li> <li>・ それ以外の場合「0」を記録する。</li> </ul>		

54	寡婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例の規定に該当する寡婦（特別寡婦）の場合「2」</li> <li>・ その他の寡婦の場合「1」</li> <li>・ それ以外の場合「0」を記録する。</li> </ul>		
55	寡夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当する場合「1」</li> <li>・ それ以外の場合「0」を記録する。</li> </ul>		
56	勤労学生	同上		
57	死亡退職	同上		
58	災害者	同上		
59	外国人	同上		
60～63	中途就・退職	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。		
		中途就・退職区分	年 月 日	
		中途就職	1	「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用する。 (例)「平成 17 年 8 月 19 日 → 17, 08, 19」
		中途退職	2	
それ以外	0			

## 【他の支払者、その他の項目】

項目番号	項目名	記録要領
64	住所（居所）又は所在地	他の支払者の住所（居所）又は所在地を記録する。
65	国外住所表示	他の支払者の住所（居所）又は所在地が <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内の場合「0」</li> <li>・ 国外の場合「1」を記録する。</li> </ul>
66	氏名又は名称	他の支払者の氏名又は名称を記録する。
67	給与等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。
68	徴収した税額	同上
69	控除した社会保険料の金額	同上
70	災害者に係る徴収猶予税額	同上
71～73	他の支払者のもとを退職した年月日	同上 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用する。 (例)「平成 17 年 8 月 19 日 → 17, 08, 19」
74～76	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日（1回目）	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除（以下「住借控除」という。）の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居住開始年月日を記録する。 また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用する。 (例)「平成 17 年 8 月 19 日 → 17, 08, 19」
77	住宅借入金等特別控除適用数	年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。 (例) 租税特別措置法第41条第1項と同法第41条の3の2第1項の適用がある場合は「2」を記録する。
78	住宅借入金等特別控除可能額	書面による場合の記載に準じて記録する。
79	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。 租税特別措置法第41条第1項、第3項に規定する住宅借入金等を有する場合は「01」、同法同条第5項に

		<p>規定する住宅借入金等を有する場合は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第4項の規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。</p> <p>なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について記録する。</p>
80	住宅借入金等の額（1回目）	<p>租税特別措置法第41条の3の2第1項又は第4項に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額を記録する。</p> <p>また、住宅の借入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、1回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第3項若しくは第5項又は同法第41条の3の2第1項若しくは第4項の規定する（特定増改築等）住宅借入金等の金額を記録する。</p>
81～83	住宅借入金等特別控除 適用家屋居住年月日（2回目）	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、2回目の所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。</p> <p>また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用する。</p> <p>（例）「平成17年8月19日 → 17,08,19」</p>
84	住宅借入金等特別控除区分 （2回目）	<p>住宅の新築・購入又は増改築で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合、2回目の所得税における住借控除の適用について、新築・増改築等の区分により、次の番号を記録する。</p> <p>租税特別措置法第41条第1項、第3項に規定する住宅借入金等を有する場合は「01」、同法同条第5項に規定する住宅借入金等を有する場合は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第4項の規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。</p>
85	住宅借入金等の額（2回目）	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第3項若しくは第5項又は同法第41条の3の2第1項若しくは第4項の規定により所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。</p>
86	摘要	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分（何回目）××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日（何回目）××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住借額（何回目）×××円」と記録する。</p> <p>また、扶養親族の氏名、国民年金保険料等の金額等書面による場合の記載に準じて記録する。</p>

87	16歳未満扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数を記録する。
88	普通徴収	・ 該当する場合「1」 ・ それ以外の場合「0」を記録する。
89	青色専従者	同上
90	条約免除	同上
91	カナ氏名	受給者のカナ氏名を記録する。
92	受給者番号	支払者（特別徴収義務者）において受給者に付設した番号を記録する。
93	提出先市町村コード	「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード（昭和45年行政管理庁告示第44号）」の該当コードを記録する。（国分寺市：132144）
94	指定番号	特別徴収義務者の前年の住民税に係る各提出先市町村の設定した番号を記録する。なお、新たに市町村に給与支払報告書を提出することとなった等により前年度の指定番号がない場合はblankとする。

## ① 各項目の記録にあたっての留意事項

## (1) 各項目共通

イ 半角文字の「, (カンマ)」は、各項目の区切り以外には使用しない。

(例) 支払金額等の項目・・・・・・ × 1,200,000

○ 1200000

ロ 記録すべき事項がない項目については記録を省略して区切りを表す「, (カンマ)」を記録する。(CSV形式では必ず「, (カンマ)」で各項目が区切られていなければならない。)

(例) 半角の項目が記録不要の場合・・・・・・ 前の項目,, 後の項目

## (2) 住所、居所又は所在地

イ 都道府県名から順次記録する。ただし、都道府県名については省略しても差し支えない。

(例) ○ 東京都中央区銀座1-1-1

○ 中央区銀座1-1-1

○ 大阪府中央区大手前1-1-1

× 中央区大手前2-2-2 ⇒ ○ 大阪府中央区大手前2-2-2

(注) 政令指定都市の場合は、市名を省略しない。

ロ 正式な町名にカナが含まれている場合を除き、漢字で記録する。

(例) × 名古屋市港区アキハ1-1-1 }  
× 名古屋市港区あきは1-1-1 } → 名古屋市港区秋葉1-1-1

○ 名古屋市港区いろは町2-2-2

ハ ~県、~市、~村等の「県」「市」「村」等の文字については省略しない。また、句読点等によって代替しない。

(例) × 神奈川県 横浜市 港北 新横浜 1-1-1

× 神奈川県、横浜市、港北、新横浜、1-1-1

○ 神奈川県横浜市港北区新横浜1-1-1

ニ 都道府県、市町村、字等の区切りは不要であるが、全角スペース1文字分の区切りがあっても差し支えない。

(例) ○ 神奈川県横浜市港北区新横浜1-1-1

○ 神奈川県□横浜市□港北区□新横浜□1-1-1

× 神奈川県、横浜市、港北区、新横浜、1-1-1

× 神奈川県□□横浜市□□港北区□□新横浜□□1-1-1

(注)「□」はスペース1文字分を表す。

ホ 住所の記載にあたって、「丁目」「番地」「号」等の文字の代わりに記号を使用する場合は、「一」「～」「・」(全角)以外の記号は使用しない。

(例) ○ 千代田区丸の内1-1-1

○ 千代田区丸の内1～1～1

× 千代田区丸の内1, 1, 1

ヘ 様方や気付はこの項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。

ト 郵便番号は記録しない。

### (3) 氏名又は名称

イ 個人の姓と名の区切りには、全角スペース1文字分を記録する。ただし、区切りがない場合は、そのままでも差し支えない。

ロ 個人の肩書等は記録しない。

(例) × 税理士 国分寺 太郎 ⇒ ○ 国分寺 太郎

ハ 法人の代表者名等は記録しない。

(例) × 地方産業株式会社 代表取締役 国分寺 太郎 ⇒ ○ 地方産業株式会社

ニ 法人の組織名については、次の略称を使用しても差し支えないが、この場合には必ずカッコ(全角)を付す。

(例) ○ 地方産業(株) ○ (株)地方産業

○ 地方産業(株) ○ (株)地方産業

× 地方産業(株) × (株)地方産業

× 地方産業/株 × 株、地方産業

#### 『組織名略称一覧』

組織名	略称	組織名	略称
株式会社	株、KK、カ、カブ	企業組合	企業、企、キ、キギョウ
有限会社	有、ユ、ユウ	組合連合会	組連、クミレン
合資会社	資、シ	財団法人	財、ザイ
合名会社	名、メ、メイ	社団法人	社、シヤ
医療法人	医、イ	社会福祉法人	福、フク
協同組合	協、キョウ、キョウ	宗教法人	宗、シュウ、シユウ
農業協同組合	農、ノウ	学校法人	学、ガク
漁業協同組合	漁、ギョ、ギョ		

### (4) 外字の取扱い

JIS第1水準及び第2水準以外の漢字、カナ、記号等(以下「外字等」という。)及び半角文字は、次のとおり取扱う。

イ 半角文字のカナ、英数字、記号、丸付き数字、カッコ付き漢字等は、JIS第1水準及び第2水準の全角文字に変換する。

(例) 「ア」(半角のア) ⇒ 「ア」(全角1文字)

「1」(半角の1) ⇒ 「1」(全角1文字)

「(株)」(拡張文字の株) ⇒ 「(株)」(全角3文字)

ロ 人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合には、原則として、その人名等をカナで記録する。

ハ 外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるもの

は、それぞれの文字に変換する。

(例) 「大藤」 ⇒ 「大~~藤~~」  
「齊藤」 ⇒ 「~~齊~~藤」

## ② 光ディスク等の提出にあたっての留意事項

- (1) 光ディスク等の提出の際には、正本・副本の両方を提出する。
- (2) 提出する媒体には、次の事項を明示する。

### 記載事項

- |            |             |         |
|------------|-------------|---------|
| ① 提出先市町村名  | ② 提出者名      | ③ 提出者住所 |
| ④ 指定番号     | ⑤ 提出件数      | ⑥ 提出年月日 |
| ⑦ 正本・副本の区別 | ⑧ 総枚数及び一連番号 |         |

光ディスクにより提出する場合には、レーベル面に上記記載事項を油性のフェルトペン等で記載する。

※ 筆先の硬い筆記用具は使用しない。

- (3) 提出された光ディスク等は返却しない。
- (4) 提出の際には、ファイルがコンピュータ・ウイルスに感染していないことを十分に確認する。
- (5) 給与支払報告書の光ディスク等による提出の承認を受ける場合は、別紙3の「給与支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書」により承認を受けること。

給与支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書

付	受 印	指定番号		新規
年 月 日	住所 (所在地)	( 千      -      )		
	氏名 (名称)			
	代表者氏名			
	担当者の連絡先, 所属及び氏名	電話 (      -      -      )		
<p>給与支払報告書の提出については、下記のとおり光ディスク等により行いたいので申請します。          なお、承認を受けて提出した光ディスク等の規格等が承認の内容と異なる場合には、市長の指示に従って光ディスク等による再提出又は書面による提出を行います。</p>				
記				
提出開始年月	平成      年分以降提出			
光ディスク等の規格等	裏面のとおり			
参考事項				

備考

1. この申請書は、給与支払報告書の光ディスク等による提出の承認を受けようとする場合に提出すること。
2. この申請書は、最初に給与支払報告書の光ディスク等による提出をしようとするその給与支払報告書の提出期限の3か月前までに、給与支払報告書の提出先市町村長に提出すること。
3. 承認申請の際は、テストデータ（光ディスク等）を添付すること。
4. 「参考事項」欄には、電子計算処理の業務拡大計画や機種変更予定などの参考となる事項を記入すること。
5. 既に承認された内容と異なる内容の光ディスク等により提出を行う場合には、改めて承認申請書を提出すること。

次の事項について、所要事項を記入又は該当項目を○で囲んでください。なお、該当事項がない場合及びそのほかの場合には、その内容を具体的に記入してください。

提出見込件数		件	
光 デ ィ ス ク 等 の 規 格 等	種 類	CD	DVD
	サ イ ズ	12cm	12cm
	規 格	CD-R	DVD-R
	記 憶 容 量	650MB	片面4.7GB
	フォーマット	IS09660 (Level 2) /Joliet※	
	記 録 形 式	CSV (カンマ区切り形式)	
	記 録 コード	シフトJIS	
	漢 字 水 準	JISの第1水準及び第2水準	
その他通信欄			

※ 書き込みはディスクアットワンス(シングルセッション)方式とする。

※ 国分寺市では、平成24年度(平成23年分)よりFD・MOでの受け入れは出来ません。

国総課発第 号  
年 月 日

御中

国分寺市長

給与支払報告書の光ディスク等による提出の承認について

年 月 日付申請のありました給与支払報告書の光ディスク等による提出について、  
年 1 月以降提出分より承認したので通知します。

なお、この事務処理にあたっては、下記の事項に留意の上、取り扱われるよう願います。  
また、特別徴収義務者指定番号は下記のとおりとなります（新規の場合のみ）。

記

1 留意事項

- ① 光ディスク等には、必要事項を記載もしくは貼付したうえ、移送中の破損等が無いよう封入の上、提出をお願いします。
- ② 提出された光ディスク等の規格等が承認の内容と異なる場合には、当市の指示に従って、光ディスク等による再提出又は、書面による提出を行ってください。
- ③ 提出用光ディスク等は、貴事業所でご用意願います。
- ④ 税額通知書用光ディスク等は当市で用意いたします。

2 特別徴収義務者指定番号：

以上

問い合わせ先

国分寺市総務部 課税課住民税係  
185-8501 国分寺市戸倉 1-6-1  
042-325-0111 内線 327/328/329

長 殿

国分寺市長

住民税課税資料の送付について

このことについて、賦課期日現在、貴区市町村に住所（家屋敷・事業所）があると思われるので、下記のとおり送付します。

記

1 該当者

- 氏名
- 生年月日
- 住所
- 異動日
- 当市での住所

2 送付資料 以下のとおり

※										※ 種別				※ 整理番号				※															
支払を受ける者										区分				住所				氏名															
																		(受給者番号)															
																		(フリガナ)															
																		(役職名)															
種別										支払金額				給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額											
										④ 円				⑤ 円				円				円											
控除対象配偶者の有無等										控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)				障害者の数 (本人を除く)				社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除額			
①有 ②無 従有 従無										老人 配偶者特別控除額				特定 老人 其他				特別 其他															
③人 ④円										⑤人 ⑥円				⑦人 ⑧円				⑨人 ⑩円				⑪円				⑫円				⑬円			
(適要)										配偶者の合計所得				① 円				個人年金保険料の金額				② 円				旧長期損害保険料の金額				③ 円			
扶養親族										本人が障害者				寡婦				中途就・退職				受給者生年月日											
①未成年 ②未成人 外国人 死亡退職 災害者 乙欄										③特別 ④その他				⑤一般 ⑥特別				⑦寡夫 ⑧勤労学生				就職 退職 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日											
支払者										住所(居所)又は所在地																							
										氏名又は名称												(電話)											

## 1 光ディスク等の規格

国分寺市からお送りできる税額通知書は書面と下記規格のメディアとなります。

種類		CD	DVD
サイズ		12cm	12cm
規格		CD-R	DVD-R
記憶容量		650MB	片面4.7GB
記録形式	フォーマット	IS09660 (Level 2) /Joliet※	
	ファイル形式	CSV (カンマ区切り形式)	
記録コード		シフトJIS	
漢字水準		JIS第1水準及び第2水準	

※ 書き込みはディスクアトワンス(シングルセッション)方式とする。

※ 国分寺市では、平成24年度よりFD・MOでの通知は出来ません。

## 2 レコードの内容

別表2のとおり

